

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案要綱

## 第一 まち・ひと・しごと創生法の廃止

まち・ひと・しごと創生法は、廃止すること。

(本則関係)

## 第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、二は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定めること。

(附則第二項関係)

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律（案）

まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百二十六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（関係法律の整備）

- 2 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。



## 理由

まち・ひと・しごと創生法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。